

受動喫煙対策特集号

6.15

令和元年
(2019年)

■発行／八王子市

■編集／健康部 健康政策課 ☎645・5117 FAX 644・9100



たばこを吸う人も、
吸わない人も、
誰もが快適に

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて

2010年、世界保健機関(WHO)と国際オリンピック委員会(IOC)で合意した「たばこのないオリンピック」を目指して、また、望まない受動喫煙の防止を図るため、健康増進法の一部を改正する法律及び東京都受動喫煙防止条例が2018年7月に公布されました。この法律及び条例が段階的に施行され、最終的に2020年4月1日から様々な施設内での喫煙が規制されます。

たばこを吸う人、吸わない人、誰もが快適に過ごせる環境となるよう、施設を管理する方、市民の皆様のご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

Q

Q6 第二種施設の敷地の屋外では吸えますか？

第二種施設の屋外は規制の対象外です。ただし、施設を管理する方は喫煙場所を設置する場合、受動喫煙を生じさせることがない場所とするよう配慮しなければなりません。

Q7 路上で吸うことはできますか？

「八王子市路上喫煙の防止に関する条例」を施行し、市内全域の路上での歩きタバコ（歩行喫煙）を禁止しています。また、路上喫煙禁止地区（八王子駅、京王八王子駅、西八王子駅、高尾駅、南大沢駅）では、指定の屋外公衆喫煙所をご利用ください。

Q8 レストランでは吸えなくなりますか？

レストランなどの飲食店は第二種施設のため、屋内での喫煙は、喫煙専用室や指定たばこ専用喫煙室に限られます。

Q9 喫煙専用室とは？

飲食等ができないたばこを吸うためだけの喫煙室です。

Q10 指定たばこ専用喫煙室とは？

加熱式たばこに限り、吸いながら飲食等ができる喫煙室です。

Q11 加熱式たばことは？



たばこの葉を電気で温め加熱することによって蒸気を発生させるたばこで規制対象となります。

Q12 屋内は全て規制の対象となりますか？

私的な利用空間となるホテルの客室や人の居住する場所などは、法律・条例の適用除外です。

A

Q

法律や条例について
Q&A方式でご説明します。

Q1 どんなところでたばこが吸えなくなりますか？

様々な施設の屋内です。施設は大きく第一種施設と第二種施設に分けられます。

Q2 第一種施設とは？

第一種施設とは、学校・幼稚園・保育所・大学・病院・児童福祉施設・行政機関の庁舎など、特に健康影響を受けやすい20歳未満の子供や患者などが主に利用する施設です。

Q3 第二種施設とは？

第二種施設とは、第一種施設及び喫煙目的施設以外の施設をいいます。例えば飲食店・劇場・ホテル・事務所など2人以上の人が利用する施設です。なお、喫煙目的施設とは、たばこの対面販売をしているバーやスナック・たばこ販売店などです。

Q4 いつから吸えなくなりますか？

第一種施設は2019年7月1日から屋内全面禁煙になります。第二種施設は2020年4月1日から原則屋内禁煙です。

Q5 屋外でも吸えなくなりますか？

第一種施設の小学校・中学校・高等学校・幼稚園・保育所など20歳未満の子供が多く集まる施設は、敷地内の屋外に喫煙所を設けないよう東京都受動喫煙防止条例に規定があります。それ以外の第一種施設は、一定の条件を満たした「特定屋外喫煙場所」を屋外に設置し、喫煙することが可能です。

A

第二種施設を管理する皆様へ

第二種施設の屋内については、類型に応じた屋内喫煙対策が必要となります。下記の表を参考に準備をしていただきますようお願いいたします。なお、保健所では施設を管理する方からのご相談をお受けいたします。下記の相談窓口にお問い合わせください。

類型	内容	喫煙状況 揭示義務 開始時期	規制 開始 時期	屋内喫煙対策 20歳未満の方は喫煙が可能な場所への立ち入りが 禁止されます。				
				喫煙 専用室 設置 ※1	喫煙 可能室 設置 ※2	指定たばこ 専用喫煙室 設置 ※3	全面 喫煙	全面 禁煙
第二種施設	飲食店 (既存 小規模店)	①2020年4月1日 現在既に営業している ②客席面積100㎡以下 ③個人または、中小企業(資本金5千万円以下)が経営 ④従業員を雇用していないという4つの要件を満たした飲食店	2019年 9月1日					
	飲食店	飲食店(既存小規模店)にあてはまらない飲食店	2019年 9月1日	2020年 4月1日				
	上記以外の施設	劇場、ホテル、事務所など2人以上が利用する施設	2020年 4月1日 ※全面禁煙にする場合は必要ありません					

- ※1 たばこを吸うためだけの喫煙室。
 ※2 従業員がいない飲食店の喫煙席で飲食等が可能。
 ※3 加熱式たばこに限り、吸いながら飲食等ができる喫煙室。

受動喫煙対策の相談窓口について

法律や東京都条例に基づく受動喫煙対策について ☎645・5117、☎644・9100

八王子市保健所 健康部 健康政策課 受動喫煙相談窓口

相談日時 平日 8:30～17:00

路上での喫煙、駅周辺にある屋外公衆喫煙所について ☎620・7384、☎626・4416

環境部 環境政策課

相談日時 平日 8:30～17:00